

○国土交通省令第 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記

部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(都市の国際競争力の強化に資する施設) 第一条 (略) (民間都市再生事業計画の認定等の申請) 第二条 (略) 一五 (略) 六 縮尺、方位、事業区域、申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号、第二十二条第一項第六号及び第七号並びに第四十三条第一項第六号及び第七号において「所有権等」という。)を有する土地及び申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定(第二十二条第一項第六号及び第四十三条第一項第六号において「所有権の取得等」という。)をしようとする土地の境界線並びに事業区域内の建築物の位置を表示した事業区域内にある土地及び建築物の配置図 七十三 (略) 2 (略) (令第十三条の三第三号の国土交通省令で定める要件) 第八条の二 令第十三条の三第三号の国土交通省令で定める要件は、同号に規定する看板又は広告塔から生ずる収益を都市再生整備等協定に基づく協定施設の整備及び管理に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。 (法第四十四条の三第六項第二号の国土交通省令で定める公園施設の種類)
改正前	(国際競争力強化施設) 第一条 (略) (民間都市再生事業計画の認定等の申請) 第二条 (略) 一五 (略) 六 縮尺、方位、事業区域、申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号並びに第二十二条第六号及び第七号において「所有権等」という。)を有する土地及び申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定(第二十二条第六号において「所有権の取得等」という。)をしようとする土地の境界線並びに事業区域内の建築物の位置を表示した事業区域内にある土地及び建築物の配置図 七十三 (略) 2 (略) (新設)

第八条の二の二 法第四十四条の三第六項第二号の国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休養施設
- 二 遊戯施設
- 三 運動施設
- 四 教養施設
- 五 便益施設
- 六 都市公園法施行令第五条第七項に規定する管理施設のうち、管理事務所
- 七 都市公園法施行令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所

(都市再生整備等協定の縦覧に係る公告)

第八条の二の三 法第四十四条の三第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 都市再生整備等協定の名称
- 二 協定施設の名称及び位置
- 三 都市再生整備等協定の縦覧場所

第八条の二の四 (略)

(都市再生歩行者経路協定の認可等の公告)

第八条の四 第八条の二の四の規定は、法第四十五条の四第二項(法第四十五条の五第二項、第四十五条の六第四項、第四十五条の八第四項又は第四十五条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(退避経路協定に関する準用)

(新設)

(新設)

第八条の二 (略)

(都市再生歩行者経路協定の認可等の公告)

第八条の四 第八条の二の規定は、法第四十五条の四第二項(法第四十五条の五第二項、第四十五条の六第四項、第四十五条の八第四項又は第四十五条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(退避経路協定に関する準用)

第八条の六 第八条の二の四及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十三第一項に規定する退避経路協定について準用する。

（退避施設協定に関する準用）

第八条の八 第八条の二の四及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十四第一項に規定する退避施設協定について準用する。

（非常用電気等供給施設協定に関する準用）

第八条の十三 第八条の二の四及び第八条の四の規定は、法第四十五条の二十一第一項に規定する非常用電気等供給施設協定について準用する。

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第十二条 令第十四条第二号二の国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

（令第十九条の国土交通省令で定める要件）

第十二条の二 令第十九条の国土交通省令で定める要件は、同条に規定する看板又は広告塔から生ずる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。

（法第四十六条第十四項第三号イの国土交通省令で定める公園施設の種類）

第十二条の三 法第四十六条第十四項第三号イの国土交通省令で定める公園施設は、第八条の二の二各号（第六号を除く。次条において同じ。）に掲げるものとする。

第八条の六 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十三第一項に規定する退避経路協定について準用する。

（退避施設協定に関する準用）

第八条の八 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十四第一項に規定する退避施設協定について準用する。

（非常用電気等供給施設協定に関する準用）

第八条の十三 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の二十一第一項に規定する非常用電気等供給施設協定について準用する。

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第十二条 令第十三条第二号二の国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

（令第十九条の国土交通省令で定める要件）

第十二条の二 令第十九条の国土交通省令で定める要件は、同条に規定する看板及び広告塔から生ずる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。

（法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設の種類）

第十二条の三 法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休養施設
- 二 遊戯施設
- 三 運動施設
- 四 教養施設

(滞在快適性等向上公園施設の種類)

第十二条の四 法第四十六条第十四項第三号ロの国土交通省令で定める公園施設は、第八条の二の二各号に掲げるものであって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。

(特定公園施設の種類)

第十二条の五 法第四十六条第十四項第三号ロ(1)の国土交通省令で定める公園施設は、滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。

(法第四十六条第十四項第三号ロ(4)の国土交通省令で定める事項)

第十二条の六 法第四十六条第十四項第三号ロ(4)の国土交通省令で定める事項は、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項とする。

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に係る公告)

第十二条の七 法第四十六条第十七項(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、同条第十四項第三号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

(滞在快適性等向上公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所)

五 便益施設

六 都市公園法施行令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所

(滞在快適性等向上公園施設の種類)

第十二条の四 法第四十六条第十四項第二号ロの国土交通省令で定める公園施設は、前条各号に掲げるものであって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。

(特定公園施設の種類)

第十二条の五 法第四十六条第十四項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める公園施設は、滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。

(法第四十六条第十四項第二号ロ(4)の国土交通省令で定める事項)

第十二条の六 法第四十六条第十四項第二号ロ(4)の国土交通省令で定める事項は、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項とする。

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に係る公告)

第十二条の七 法第四十六条第十五項の規定による公告(同条第二十九項において準用する場合を含む。)は、同条第十四項第二号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

(滞在快適性等向上公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所)

第十二条の八 法第四十六条第二十一項第一号の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条第二項第七号の計画期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所

二 (略)

(都市利便増進施設)

第十二条の九 法第四十六条第二十九項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 一十七 (略)

(居住者等利用施設)

第十二条の十 法第四十六条第三十項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 一五 (略)

(滞在快適性等向上区域の周知)

第十二条の十一 法第四十六条第三十二項第一号(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、滞在快適性等向上区域の区域について、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法で行うものとする。

(固有魅力維持向上区域に関する準用)

第十二条の十二 前条の規定は、法第四十六条第三十二項第二号(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定による周知について準用する。

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第三十二項第三号(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について

第十二条の八 法第四十六条第十九項第一号の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条第二項第六号の計画期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所

二 (略)

(都市利便増進施設)

第十二条の九 法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 一十七 (略)

(居住者等利用施設)

第十二条の十 法第四十六条第二十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 一五 (略)

(滞在快適性等向上区域の周知)

第十二条の十一 法第四十六条第二十八項第一号(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、滞在快適性等向上区域の区域について、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法で行うものとする。

(新設)

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第二十八項第二号(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について

、市町村の定める方法で行うものとする。

一〇三 (略)

(特定固有魅力形成建築物の増築等の届出)

第十四条の二 法第四十六条の九第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 増築等（法第四十六条の九第一項に規定する特定固有魅力形成建築物の増築、改築、移転又は除却等をいう。以下同じ。）の設計仕様書及び設計図

二 当該特定固有魅力形成建築物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

三 当該特定固有魅力形成建築物及び増築等をしようとする箇所の写真

四 申請者が所有者（法第四十六条第二十五項に規定する特定固有魅力形成建築物の所有者をいう。以下この号において同じ。）以外の者であるときは、所有者の意見書

五 増築等が、市町村である景観行政団体（景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下この号において同じ。）が定める、同法第八条第一項に規定する景観計画に係る同条第二項第一号に規定する景観計画区域内の行為（同法第十六条第一項第一号に掲げる行為に限る。）である場合においては、次に掲げる図書のうち、当該景観行政団体の長が必要と認めるもの

イ 当該特定固有魅力形成建築物の敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ロ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ハ 当該建築物又は当該工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

、市町村の定める方法で行うものとする。

一〇三 (略)

(新設)

ニ その他参考となるべき事項を記載した図書
ホ イからニまでに掲げるもののほか、添付が必要なものとして当該景観行政団体の条例で定める図書

(届出が必要な事項)

第十四条の三 法第四十六条の九第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）、増築等の設計又は施行方法並びに完了予定日とする。

(変更の届出)

第十四条の四 法第四十六条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る増築等が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第十四条の五 法第四十六条の九第二項の規定による届出は、変更に係る事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 第十四条の二第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(特定路外駐車場の設置の届出)

第二十一条の三 法第六十二条の九第一項（同条第五項及び法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

2 (略)

(変更の届出)

第二十一条の五 法第六十二条の九第二項（同条第五項及び法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及

(新設)

(新設)

(新設)

(特定路外駐車場の設置の届出)

第二十一条の三 法第六十二条の九第一項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

2 (略)

(変更の届出)

第二十一条の五 法第六十二条の九第二項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置と

び入口の位置とする。

(固有魅力維持向上協定の認可の基準)

第二十七条の二 法第七十二条の二第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号(法第七十二条の二第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項は、固有魅力維持向上区域における居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上に寄与するとともに、地域固有の魅力の維持及び向上に資するように定められていなければならない。
- 三 固有魅力維持向上協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- 四 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 五 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(固有魅力維持向上協定に関する準用)

第二十七条の三 第八条の二の四及び第八条の四の規定は、法第七十二条の二第一項に規定する固有魅力維持向上協定について準用する。

(都市再生整備歩行者経路協定に関する準用)

第二十八条 第八条の二の四から第八条の四までの規定は、法第七十三条第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは、「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

(景観整備推進法人が整備及び管理を行うことができる居住者等利用

する。

(新設)

(新設)

(都市再生整備歩行者経路協定に関する準用)

第二十八条 第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十三条第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは、「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

(景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設

施設)

第二十九条の三 法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める景観整備推進法人が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十各号に掲げるものとする。

(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等)

第三十条の二 法第八十一条第十九項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

(都市の居住者その他の者の利用に供する施設)

第三十条の三 法第八十一条第二十項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(立地適正化計画の軽微な変更)

第三十一条 法第八十一条第三十二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第八十一条第二項第二号に掲げる事項の変更(立地適正化計画に記載された居住誘導区域(次号において単に「居住誘導区域」という。)から同条第二十三項に規定する区域を除外する場合における変更に限る。)

二 法第八十一条第二項第三号に掲げる事項の変更(居住誘導区域から同条第二十三項に規定する区域を除外する場合であつて、かつ、当該場合において居住誘導区域から除外される区域を立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域からも除外する場合における変更に限る。)

三 法第八十一条第二項第四号に掲げる事項の変更

四 法第八十一条第二項第六号に掲げる事項の変更(同号に規定する

)

第二十九条の三 法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十各号に掲げるものとする。

(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等)

第三十条の二 法第八十一条第十五項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

(都市の居住者その他の者の利用に供する施設)

第三十条の三 法第八十一条第十六項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

(立地適正化計画の軽微な変更)

第三十一条 法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項の変更(第二号に掲げる事項の変更にあつては、立地適正化計画に記載された居住誘導区域から法第八十一条第十九項に規定する区域を除外する場合における変更に限る、第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。)とする。

防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項並びに同条第十項から第十四項まで、第十七項及び第十九項に規定する事項に係る変更に限る。）

(防災施設管理協定の基準)

第五十五条の二の二 法第百八条の六第二項第二号（法第百八条の九において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 協定防災施設の管理の方法に関する事項は、大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者に対する災害応急対策に必要な避難場所の確実な提供又は食糧、医薬品その他の物資の適切な備蓄及び円滑な供給を図るために必要な事項並びに協定防災施設の維持修繕その他協定防災施設の適切な管理に必要な事項について定めること。

二 防災施設管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下とすること。
三 防災施設管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

(防災施設管理協定の縦覧に係る公告)

第五十五条の二の三 法第百八条の七第一項（法第百八条の九において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 防災施設管理協定の名称
- 二 協定防災施設の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定防災施設の部分）
- 三 防災施設管理協定の有効期間
- 四 防災施設管理協定の縦覧場所

(新設)

(新設)

(防災施設管理協定の締結等の公告)

第五十五条の二の四 前条の規定は、法第百八条の八（法第百八条の九において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(立地適正化施設整備等協定の締結の公告)

第五十五条の二の五 法第百八条の十一第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。

- 一 立地適正化施設整備等協定の名称
- 二 協定施設の名称及び位置
- 三 立地適正化施設整備等協定の縦覧場所

(都市計画施設の改修に関する事業に係る認可に関する協議及び同意)

第五十五条の二の六 法第百九条の二第二項の規定により協議をし、同意を得ようとする市町村は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事（同項各号に掲げる事項にあつては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。ただし、法第八十一条第十項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がある場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

一 三 (略)

(立地誘導促進施設協定に関する準用)

第五十五条の四 第八条の二の四及び第八条の四の規定は、法第百九条の四第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

(市町村都市再生協議会を組織することを要請することができる特定

(新設)

(新設)

(都市計画施設の改修に関する事業に係る認可に関する協議及び同意)

第五十五条の二の二 法第百九条の二第二項の規定により協議をし、同意を得ようとする市町村は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事（同項各号に掲げる事項にあつては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。ただし、法第八十一条第九項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がある場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

一 三 (略)

(立地誘導促進施設協定に関する準用)

第五十五条の四 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第百九条の四第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

非営利活動法人等

第五十七条 法第百十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号から第四号までに掲げる者であつて、法第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域におけるまちづくりの推進を図る活動の実績を有する者とする。

(市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等)

第五十七条の二 法第百十七条第一項第八号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号から第四号までに掲げる者（前条に規定する者を除く。）とする。

(令第四十六条第三号の国土交通省令で定める要件)

第五十七条の三 令第四十六条第三号の国土交通省令で定める要件は、同号に規定する看板又は広告塔から生ずる収益をまちづくり推進活動計画に基づくまちづくり推進活動に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。

(法第百十七条の二第八項第二号の国土交通省令で定める公園施設の種類)

第五十七条の四 法第百十七条の二第八項第二号の国土交通省令で定める公園施設は、第八条の二の二各号に掲げるものとする。

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格A4）

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

(新設)

(市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等)

第五十七条 法第百十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号から第四号までに掲げる者とする。

(新設)

(新設)

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格A4）

認定申請書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑯ (略)

4. (略)

様式第七の二 (第二十一条の三第一項関係)

①～④ (略)

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 8 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑯ (略)

4. (略)

様式第七の二 (第二十一条の三第一項関係)

特定路外駐車場設置届出書			
第62条の9第1項 都市再生特別措置法、第62条の9第5項 第106条の規定に基づき、下記により届け出ます。 年 月 日 殿			
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所			
1 駐 車 場 の 名 称			
2 駐 車 場 の 位 置			
3 積 イ 駐車場の区域の面積		平方メートル	
規 則	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	ア 駐車用の一般公共に供する部分の面積	平方メートル (駐車台数 台)
		それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
機 構	ハ 車路等の面積	平方メートル	
4 自動車の出口及び入口の位置			

注1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月きめ契約等により特定の顧客の駐車用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第七の三 (第二十一条の六第一項関係)

特定路外駐車場設置変更届出書

年 月 日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

第62条の9第2項
都市再生特別措置法、第62条の9第5項
第106条の規定により、届出事

項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

年 月 日

特定路外駐車場設置届出書			
第62条の9第1項 都市再生特別措置法、第62条の9第5項 第106条の規定に基づき、下記により届け出ます。 年 月 日 殿			
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所			
1 駐 車 場 の 名 称			
2 駐 車 場 の 位 置			
3 積 イ 駐車場の区域の面積		平方メートル	
規 則	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	ア 駐車用の一般公共に供する部分の面積	平方メートル (駐車台数 台)
		それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
機 構	ハ 車路等の面積	平方メートル	
4 自動車の出口及び入口の位置			

注1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月きめ契約等により特定の顧客の駐車用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第七の三 (第二十一条の六第一項関係)

特定路外駐車場設置変更届出書

年 月 日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

第62条の9第2項
都市再生特別措置法、第62条の9第5項
第106条の規定により、届出事

項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

年 月 日

2 変更の内容 (注意) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。	2 変更の内容 (注意) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
様式第八 (第二十二条関係)	様式第八 (第二十二条関係)
民間都市再生整備事業計画^{認定}変更認定	民間都市再生整備事業計画^{認定}変更認定
(略)	(略)
1～8 (略)	1～8 (略)
9 都市再生整備事業が都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項 注 整備事業区域が固有魅力維持向上区域内にあつて、都市再生整備事業の対象建築物が固有魅力形成建築物である場合には、その旨明記するとともに、当該都市再生整備事業が都市再生整備計画に記載された「地域固有の魅力」の維持及び向上に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項も記載してください。 10・11 (略)	9 都市再生整備事業が都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項 10・11 (略)
様式第十五 (第四十三条関係)	様式第十五 (第四十三条関係)
民間誘導施設等整備事業計画^{認定}変更認定	民間誘導施設等整備事業計画^{認定}変更認定
(略)	(略)
1～3 (略)	1～3 (略)
4 誘導施設又は特定業務施設等の概要	4 誘導施設の概要
5～10 (略)	5～10 (略)
11 誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された都市再生特別措置法第81条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項	11 誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された都市再生特別措置法第81条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項

注 誘導施設等整備事業が特定業務施設等の整備を行うものであるときは、立地適正化計画に記載された同条第6項に掲げる事項も踏まえて記載してください。	
12 (略)	12 (略)

(建築基準法施行規則の一部改正)

第二条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	(確認申請書の様式) 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。） イ (略) ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類 (1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(3)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(3)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(3)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書、表五
改正前	(確認申請書の様式) 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(三)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。） イ (略) ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類 (1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(3)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(3)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(3)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書、表五

の(一)項及び(四)項から(六)項までの(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表
 の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したもの
 を、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合に
 おいては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。

(2)・(3) (略)
 二(略)
 一(略)
 二(略)

					(三十 九)		(二) 十八の ろ(三)				
					法第六十条の 三の規定が適 用される建築 物			(略)		(い)	
敷地面積求 積図		二面以上の 断面図		配置図		付近見取図		図書の種類		(ろ)	
敷地面積の求積に必要な敷 地の各部分の寸法及び算式		土地の高低		特定用途誘導地区の境界線		敷地の位置 地盤面の異なる区域の境界 線		明示すべき事項			

の(一)項及び(四)項から(六)項までの(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表
 の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したもの
 を、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合に
 おいては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。

(2)・(3) (略)
 二(略)
 一(略)
 二(略)

					(三十 九)	(一) 十八の 二		
法第六十条の 三の規定が適 用される建築 物					(略)	(い)		
敷地面積求 積図		二面以上の 断面図		配置図	付近見取図	図書の種類	(ろ)	
敷地面積の求積に必要な敷 地の各部分の寸法及び算式		土地の高低		特定用途誘導地区の境界線	地盤面の異なる区域の境界 線	敷地の位置 明示すべき事項		

(七十 二)	(四十)(七十一)	
駐車場法（昭和三十三年法律第六号） 第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九條の十四、第六十二條の十二、第七十條及び第七十	(略)	法第六十條の四第一項第三号又は第二項ただし書の規定が適用される建築物
駐車場法第二十條第一項又は第二項の條例の規定に適合することの確認に必要な図書		積図 法第六十條の四第一項第三号又は第二項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
当該條例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項		式 建築物の各部分の寸法及び算 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(七十 二)	(四十)(七十一)	
駐車場法（昭和三十三年法律第六号） 第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九條の十四、第六十二條の十二及び第七十條並びに都	(略)	
駐車場法第二十條第一項又は第二項の條例の規定に適合することの確認に必要な図書		
当該條例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項		

(七十 三) 三 (九十 三)	七条の五並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物	

三〇五 (略)

2〇6 (略)

7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の四第三項、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合において、

(七十 三) 三 (九十 三)	市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物	

三〇五 (略)

2〇6 (略)

7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合することについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項

ては、規則で、第一項又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

8
～
11 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 (略)

2・3 (略)

4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の四第三項、第六十八条の二第二項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5・6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第三条 (略)

2・5 (略)

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十条から第五十条まで、第六十条の四第三項若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

8
～
11 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 (略)

2・3 (略)

4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第二項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5・6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第三条 (略)

2・5 (略)

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十条から第五十条まで、若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項若しくは第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十条の四第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。)による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項若しくは第四項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十条の四第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項、法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。)による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五条第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

庁に提出するものとする。

2 ～ 5 (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2 ～ 4 (略)

5 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の四第三項、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は第二項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

6 ～ 9 (略)

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高

2 ～ 5 (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2 ～ 4 (略)

5 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は第二項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

6 ～ 9 (略)

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都

層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～㉓ (略)

5. ～7. (略)

第四十三号様式（第十条の四関係）（A4）

許可申請書（建築物）

(略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する

市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～㉓ (略)

5. ～7. (略)

第四十三号様式（第十条の四関係）（A4）

許可申請書（建築物）

(略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してくだ

敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑥～⑱ (略) 4. (略)	さい。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑥～⑱ (略) 4. (略)
第四十七号様式 (第十条の四関係) (A 4) 許可申請書 (工作物) (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 3 欄の「ニ」は、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区</u>の内外の別を記入してください。 ⑥～⑩ (略)	第四十七号様式 (第十条の四関係) (A 4) 許可申請書 (工作物) (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 3 欄の「ニ」は、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>又は特定用途誘導地区</u>の内外の別を記入してください。 ⑥～⑩ (略)
第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A 4) 認定申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区</u>若しくは	第四十八号様式 (第十条の四の二関係) (A 4) 認定申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>又は特定用途誘導地区</u>若しくは

は特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑱（略）

4.（略）

第四十九号の三様式（第十条の四の十関係）（A4）

指定申請書

（略）

（注意）

1. ～ 3.（略）

4. 第三面関係

①～⑤（略）

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域、建築基準法第52条第1項各号（第5号から第8号までを除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれ

、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑱（略）

4.（略）

第四十九号の三様式（第十条の四の十関係）（A4）

指定申請書

（略）

（注意）

1. ～ 3.（略）

4. 第三面関係

①～⑤（略）

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域、建築基準法第52条第1項各号（第5号から第7号までを除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれ

の用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。 ⑦～⑱ (略)	の用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。 ⑦～⑱ (略)
第四十九号の七様式 (第十条の四の十三関係) (A4) 指定取消申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略)	第四十九号の七様式 (第十条の四の十三関係) (A4) 指定取消申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略)
⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域、建築基準法第52条第1項各号(第5号から第8号までを除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。 ⑦～⑱ (略)	⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域、建築基準法第52条第1項各号(第5号から第7号までを除く。)に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。 ⑦～⑱ (略)
第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) 認定申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略)	第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) 認定申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略)

- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。
- ⑦～⑳ (略)
4. (略)

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）

許可申請書

(略)

- (注意)
1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号

- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

- ⑦～⑳ (略)
4. (略)

第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4）

許可申請書

(略)

- (注意)
1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異

までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～㉓ (略)

4. (略)

第六十四号様式（第十条の十八関係）（A4）

認定計画書

(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①・② (略)

③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区のうち該当するものを記入してください。

④～⑦ (略)

3. (略)

なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～㉓ (略)

4. (略)

第六十四号様式（第十条の十八関係）（A4）

認定計画書

(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①・② (略)

③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区のうち該当するものを記入してください。

④～⑦ (略)

3. (略)

第六十四号の二様式（第十条の十八関係）（A4） 許可計画書 (略) (注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①・② (略) ③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区</u>のうち該当するものを記入してください。 ④～⑦ (略) 3. (略)	第六十四号の二様式（第十条の十八関係）（A4） 許可計画書 (略) (注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①・② (略) ③ 2欄の「ニ」は、用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区<u>及び特定用途誘導地区</u>のうち該当するものを記入してください。 ④～⑦ (略) 3. (略)
第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑦ (略) ⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区</u>、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する	第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑦ (略) ⑧ 8欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してくだ

敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑨～⑱ (略) 4. (略)	さい。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑨～⑱ (略) 4. (略)
第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A 4) 許可取消申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑦ (略) ⑧ 8 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区</u>、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。	第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A 4) 許可取消申請書 (略) (注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑦ (略) ⑧ 8 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 8 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑱ (略) 4. (略)	⑨～⑱ (略) 4. (略)
第六十七号の三様式 (第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4) 全体計画認定申請書 (略)	第六十七号の三様式 (第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4) 全体計画認定申請書 (略)
(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略) ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区</u>、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。 「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑦～⑬ (略) 4. ～ 7. (略)	(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略) ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 8 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。 「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑦～⑬ (略) 4. ～ 7. (略)

(都市計画法施行規則の一部改正)

第三条 都市計画法施行規則(昭和四十三年建設省令第百号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(都市施設等) 第五十七条の二 (略) 一 (略) 二 その全部又は一部を都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区において誘導すべき用途に供することとなる建築物その他の工作物 三 十六 (略)
改正前	(都市施設等) 第五十七条の二 (略) 一 (略) 二 その全部又は一部を都市再生特別地区又は特定用途誘導地区において誘導すべき用途に供することとなる建築物その他の工作物 三 十六 (略)

（景観法施行規則の一部改正）

第四条 景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(変更の届出) 第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第八項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (景観重要建造物の指定の提案) 第七条 (略) 2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備推進法人が提案を行う場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替えるものとする。 (景観重要樹木の指定の提案) 第十二条 (略) 2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備推進法人が提案を行う場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。 (管理協定を締結しようとする旨等の公告) 第十六条 (略) 一 三 (略) 四 管理協定が景観整備推進法人により締結されるものであるときは、その旨 五 (略) (再生協定の基準)	(変更の届出) 第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 (景観重要建造物の指定の提案) 第七条 (略) 2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備機構が提案を行う場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替えるものとする。 (景観重要樹木の指定の提案) 第十二条 (略) 2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行う場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。 (管理協定を締結しようとする旨等の公告) 第十六条 (略) 一 三 (略) 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨 五 (略)

第十八条の二 法第四十六条の二第三項第二号の国土交通省令で定める

(新設)

基準は、次に掲げるとおりとする。

一 景観再生事業の実施に関する事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

イ 再生協定建造物の使用に関する契約の内容及びその使用の対価
ロ 再生協定建造物の改修及び管理の内容並びに改修及び管理に要する費用の負担の方法

ハ 再生協定建造物の活用の方法

二 再生協定を廃止することができる事由は、当該再生協定を締結した景観整備推進法人がその指定を取り消されたこと又は当該再生協定を締結した者が当該再生協定に違反したこととし、当該再生協定を廃止する場合の手続は、再生協定建造物の改修を行った部分の帰属及び当該帰属に伴う費用の負担の方法に関する事項について定められたものでなければならない。

三 再生協定の有効期間は、五年以下でなければならない。

四 再生協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

2 前項の規定は、再生協定の変更について準用する。

(再生協定を締結しようとする旨等の公告等)

第十八条の三 法第四十六条の二第五項において読み替えて準用する法

(新設)

第三十七条第一項(法第四十条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 再生協定の名称

二 再生協定建造物の名称及びその所在地

三 再生協定の有効期間

四 再生協定が景観整備推進法人により締結されるものであるときは、その旨

五 再生協定の縦覧場所

2 景観行政団体は、法第四十六条の二第五項において読み替えて準用する法第三十七条第一項（法第四十条において準用する場合を含む。）の規定により再生協定を縦覧に供する場合において、公表することが適当でないと認める部分があるときは、その部分を除いて縦覧に供することができる。 （再生協定の締結等の公告等） <u>第十八条の四</u> 前条の規定は、法第四十六条の二第五項において準用する法第三十九条（法第四十条において準用する場合を含む。）の規定により公告を行う場合について準用する。	（新設）
--	-------------

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(他の都道府県の意見を聴く事業) 第七条 法第五条第七項(同条第十四項において準用する場合を含む。) ()の国土交通省令で定める事業は、第四条第一号に掲げる事業とする。 (特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者) 第八条 法第五条第八項(同条第十四項において準用する場合を含む。) ()の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 三 (略) (広域的地域活性化基盤整備計画の作成等の提案) 第九条 法第五条第十項(同条第十四項において準用する場合を含む。) ()の規定により広域的地域活性化基盤整備計画の作成の提案を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した提案書に当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。 一・二 (略) 2 法第五条第十一項(同条第十四項において準用する場合を含む。) の規定により広域的地域活性化基盤整備計画の作成の提案を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した提案書に当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。 一 市町村の名称 二 拠点施設(当該市町村が作成した都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する特定業務施設等	(他の都道府県の意見を聴く事業) 第七条 法第五条第七項(同条第十三項において準用する場合を含む。) ()の国土交通省令で定める事業は、第四条第一号に掲げる事業とする。 (特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者) 第八条 法第五条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。) ()の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 三 (略) (広域的地域活性化基盤整備計画の作成等の提案) 第九条 法第五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。) ()の規定により広域的地域活性化基盤整備計画の作成の提案を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した提案書に当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設)

であるものに限る。）に関する事項

（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第十四条 法第十五条第一項第一号トの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 認定事業者（専ら認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社に限る。）が発行する元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債の取得を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は株式会社、合同会社、特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（以下「組合等」という。）に対する出資

三 株式会社、合同会社又は特定目的会社（専ら、認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とするものに限る。）が発行する元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

四 認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第六号において同じ。）に対する出資

五 認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う株式会社、合同会社又は特定目的会社（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して

（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第十四条 法第十五条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一（略）

（新設）

（新設）

二 認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する出資

三 認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う株式会社、合同会社又は特定目的会社（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して

管理するものに限る。第七号において同じ。）に対する出資

六 認定事業者が発行する元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

七 認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う株式会社、合同会社又は特定目的会社が発行する元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務の基準）

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号ロ及びニに掲げる方法により支援する業務に係るものは第一号から第四号まで、同項第一号イ、ハ、ホ、ヘ及びトに掲げる方法により支援する業務に係るものは第三号に掲げるものとする。

一 法第十五条第一項第一号ロ及びニに掲げる方法により支援する業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ 金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

ロ 土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

二 元利金の支払について劣後の内容を有する特約（資金の貸付けを行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による資金の貸付け後に資金の貸付けを行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。）が付され、かつ、担保が付されているもの（民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。）であること。

管理するものに限る。）に対する出資

（新設）

（新設）

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務の基準）

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

- | | |
|--|--|
| <p>三 一般の金融機関の行う金融等を補完するものであること。</p> <p>四 民間都市機構による資金の貸付けに係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること（認定事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。）。</p> | |
|--|--|

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第六条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 冊 綴	名 冊 編
別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格 A 4） 認定申請書 (略) (注意) 1. ～ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、<u>特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区</u>、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑥～⑱ (略) 4. (略)	別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格 A 4） 認定申請書 (略) (注意) 1. ～ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～④ (略) ⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは<u>特定用途誘導地区</u>、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 8 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。 ⑥～⑱ (略) 4. (略)

（建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第 号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、建築基準法施行規則別記第六十七号の三様式の改正規定を次のように改める。

必 付 後

第六十七号の三様式（第六条の三、第十条の二十三、第十条の二十四、
第十一条の三関係）（A 4）

全体計画認定申請書
（第一面）
（略）

【1. 申請者】（略）

【2. 設計者】

【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 地名地番】

【4. 住居表示】

※手数料欄

※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（第二面）

必 付 前

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4）

全体計画認定申請書
（第一面）
（略）

【1. 申請者】（略）

【2. 設計者】

【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（第二面）

敷地に関する事項

【1. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- ☐都市計画区域内 ☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定)
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【2. 防火地域】～【7. 備考】 (略)

(第三面)

全体計画概要

【1. 既存建築物の概要】～【5. 各工事の概要】 (略)

【6. 主要用途】(区分)

【7. 備考】

(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～④ (略)

⑤ 住居表示が定まっているときは、4 欄に記入してください。

3. 第二面関係

(削る)

① 1 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

② 2 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてくだ

敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- ☐都市計画区域内 ☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定)
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】～【9. 備考】 (略)

(第三面)

全体計画概要

【1. 既存建築物の概要】～【5. 各工事の概要】 (略)

【6. 備考】

(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～④ (略)

(新設)

3. 第二面関係

① 住居表示が定まっているときは、2 欄に記入してください。

② 3 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

③ 4 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてくだ

さい。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

③ 3欄は、建築物の敷地が存する1欄及び2欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

④ 4欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑤ 5欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥ 5欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑦ 5欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合に

さい。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区若しくは特定業務施設等誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第9号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合に

おいては、5 欄の「へ」に、同条第 7 項若しくは第 9 項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第 8 項若しくは第 12 項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 建築物の敷地が建築基準法第 53 条第 2 項若しくは同法第 57 条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第 53 条第 3 項、第 6 項、第 7 項若しくは第 8 項に該当する場合においては、5 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 6 項、第 7 項若しくは第 8 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑩ 5 欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」は、百分率を用いてください。

⑪ ここに書き表せない事項で特に全体計画認定を受けようとする事項は、6 欄又は別紙に記載して添えてください。

⑫ 全体計画変更認定の申請の際は、7 欄に第二面に係る部分の変更の概要について記入してください。

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 6 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

⑦ 全体計画変更認定の申請の際は、7 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. ～7. (略)

おいては、7 欄の「へ」に、同条第 7 項若しくは第 9 項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第 8 項若しくは第 12 項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第 53 条第 2 項若しくは同法第 57 条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第 53 条第 3 項、第 6 項、第 7 項若しくは第 8 項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 6 項、第 7 項若しくは第 8 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪ 7 欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」は、百分率を用いてください。

⑫ ここに書き表せない事項で特に全体計画認定を受けようとする事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

⑬ 全体計画変更認定の申請の際は、9 欄に第二面に係る部分の変更の概要について記入してください。

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

(新設)

⑥ 全体計画変更認定の申請の際は、6 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. ～7. (略)

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月●日）から施行する。